

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連 会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針について

令和7年10月
中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

1. 改正の趣旨

今般、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画な推進を図るため、中小企業政策審議会中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会での取りまとめを経て、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」（以下「第Ⅲ期計画」という。）が令和7年3月25日に閣議決定されたところ。

本計画の内容を具体化すべく、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（以下「小規模事業者支援法」という。）に定める「事業継続力強化支援計画」や「経営発達支援計画」の内容について、広域的な支援体制の構築や地域の特性に応じた計画の作成、事務負担の軽減等、関連する同法に係る政令、省令、告示等の見直しを行うこととされた。

これに伴って、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和元年経済産業省告示第六十号。以下「基本指針」という。）について、所要の見直しを行い、新たな基本指針を制定する。

2. 改正の主な内容

①地域の特性・産業ビジョン等に沿った事業・計画の策定を促すための改正

- ▶ 産業ビジョンを踏まえて、その地域が有する経営資源・地域課題を分析し、需要が見込めるか確認した上で、重点的に支援するエリア・業績を特定するといった内容を計画に盛り込むとの点を明示。等

②広域的な支援体制の整備を促すための改正

- ▶ 地域の特性や産業ビジョンに応じ、複数の商工会、商工会議所又は都道府県連合会等が、自治体や支援機関と連携し、広域的な支援体制を構築することを明示。
- ▶ 広域経営指導員に係る具体的な役割を規定。等

③商工会・商工会議所の支援機能の強化を促すための改正

- ▶ 広域経営指導員による他の経営指導員等へのOJTや支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有、デジタルツール等を活用した指導水準の向上・業務効率化、SNS等を活用した情報提供を図ることを促す旨を明示。
- ▶ 経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等の人件費や事業費（施設整備費を含む。）に係る補助について、適切な根拠とともに、都道府県・関係市町村に必要性を説明し、協力を求める旨を明記。等

④経営発達支援事業等の範囲を明確化するための改正

- ▶ 経営発達支援の内容として「起業・創業」や「事業承継」が含まれることを明確化。
- ▶ 経営改善事業に事業継続力強化が含まれることを明確化。等

⑤その他、基本計画の見直しを受けた所要の改正

- ▶ 小規模事業者の会計・税務等の基礎的な知識の定着を支援した上で、経営戦略・省力化投資・デジタルツール活用・業務効率化・生産性向上等に関する支援を行うことで一貫した指導を行う旨を明示。
- ▶ 地域のブランド化、地域住民の利便性向上、地域課題の解決等の取組みにより、新たな需要喚起につなげる旨を記載。等

3. 今後のスケジュール

令和7年10月～11月（予定）：パブリックコメント

10月～11月（予定）：中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

11月以降（予定）：公布・施行